

大村市防犯灯管理費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市は、町内会の主体的な活動を支援するため、予算の定めるところにより、防犯灯を管理する町内会に対し、大村市防犯灯管理費補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付については、大村市補助金等交付規則（昭和42年大村市規則第20号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 町内会 大村市町内会への加入及び町内会活動への参加の促進に関する条例（令和7年大村市条例第5号）第2条第2号に規定する町内会（これに類すると市長が特に認めるものを含む。）をいう。
- (2) 防犯灯 夜間の防犯及び歩行者の通行の安全を図るため、公衆の用に供する道路等を照明するための電灯で、市の事業により補助金を申請する日の属する年度の前年度までに設置されたものをいう。

(補助の対象者)

第3条 補助金の交付の対象となるものは、防犯灯を管理する町内会とする。

(補助の対象経費及び補助額)

第4条 補助金の交付の対象となる経費は、防犯灯に係る電気料金とする。

2 補助金の額は、町内会が管理する防犯灯の灯数に910円を乗じて得た額とする。

(申請の手続)

第5条 規則第5条の規定により、補助金の交付を受けようとする者は、別記様式による申請書兼請求書に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 防犯灯に係る電気料金の領収書その他支出を証する書類又はその写し
- (2) その他市長が必要と認める書類

(手続の併合及び省略)

第6条 規則第24条の規定により、規則第8条の規定による補助金の交付決定通知及び規則第16条の規定による補助金の額の確定通知は併合して行い、規則第15条第1項の規定による実績報告書の提出は省略するものとする。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、公表の日から施行する。